

特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう運営

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

ヘルパーステーションみゅう

「サービス利用契約書」

令和元年 10月版

ヘルパーステーションみゆう

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

居宅介護、重度訪問介護。同行援護」

サービス利用契約書

____様（以下「利用者等」という。）と特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう運営ヘルパーステーションみゆう（以下「当事業所」という。）は、利用者等がヘルパーステーションみゆうから提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法律）における、居宅介護、重度訪問介護、同行援護。（以下、「福祉サービス」という。）の福祉サービスを受け、それに対する利用料を支払うことについて、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当事業所が利用者に対して必要な支援を法律に基づく福祉サービスにて適切に提供することを定めます。

第2条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の受給者証に記載された給付決定の支給期間の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から契約満了の申し入れがない場合は、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

利用者から更新解除の意思が表示された場合は、担当のサービス提供責任者が相談員、ケアマネージャー等に連絡を取り、必要な措置をとります。ただし、この期間中であっても、第10条による解約があった場合は、この契約は終了します。

第3条（障害福祉サービス計画書等の作成）

当事業所のサービス提供責任者は、相談員作成の計画書、および介護保険においては担当介護支援専門員作成の計画書を考慮し利用者の日常生活全般の問題と課題そして意向を把握し、介護給付支給量を総合的に踏まえ事業所独自の「計画書」を作成し、説明及び同意を得たうえで作成することとします。また、この計画書に対して利用者はいつでも説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。介護保険制度ご利用の方に関しては、逐次介護内容に関してのご相談を受け担当相談員、介護支援専門員に助言のお手伝いをいたします。

2 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに当事業所に変更内容を知らせるとともに、当事業所の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

当事業所は、利用者に入浴・排せつ・食事等の介助、その他日常生活を営むために必要な身体の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事、その他、通院等の介助、生活に関する相談及び助言などのうちから第3条に定めた「計画書」に基づいて適切なサービスを提供します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

利用者は、第4条に定めるサービス利用に対して、計画書に定める所定の利用者負担額を当事業所に支払い

ます。国及び市町村が定めた介護給付等は当事業所が代理受領します。

2 利用者は、前項により請求のあった利用代金を、翌々月までに支払うものとする。

3 利用者は、別紙「重要事項説明書」記載の介護給付対象以外のサービス提供の対価として重要事項説明書記載の利用金額を支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前においても、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合には実施日の前日18時（事務所受付時間内）までに当事業所まで申し出るものとします。

2 利用者が、事前の申し出をせずに利用を中止した場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を当事業所にお支払いいただきます。ただし、利用者のやむを得ない事由がある場合はキャンセル料をいただきません。

第7条（事業者の義務）

当事業所は、利用者に対して居宅において日常生活を利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、以下の義務を果たしサービスを提供します。

- （1）安全配慮義務 サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- （2）説明義務 本契約書に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- （3）守秘義務 本契約によるサービスを提供するにあたり知りえた情報を、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません（別紙、個人情報取扱書あり）。
- （4）身体拘束の禁止 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者等の行動を制限する行為をしません。
- （5）記録保存整備義務 サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、またはその写しを交付します。

第8条（事故と損害補償）

当事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族・管轄市町村に連絡して必要な措置を講じます。また、当事業所の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第9条（契約の終了事由）本契約は、以下の事由が生じた場合に終了するものとします。

- （1）利用者が死亡した場合。
- （2）介護給付等が必要ないと決定された場合。
- （3）法人の解散、破産などやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合。
- （4）当事業所（ヘルパーステーションみゆう）の指定が取り消された場合、または辞退した場合。
- （5）第10条から第12条に基づき本契約が解約または解除された場合。

第10条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中であっても契約を解除することができます。この場合利用者は契約終了を希望する日の7日前までに当事業所に文章等で解約の意思を通知するものとします。ただし、正当な事由があるときは即時に解約することができます。

第11条（利用者からの契約解除）

利用者は、当事業所または従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合本契約を解除することができます。

す。

- (1) 当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (2) 当事業所もしくはサービス従事者が第8条に定める義務に違反した場合。
- (3) 当事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者もしくはその家族の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。

第12条（事業者からの契約解除）

当事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅滞し、相当期間（おおむね7日）を定めた催告にもかかわらず支払いがなされないとき。
- (2) 利用者またはその家族等が、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第13条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情窓口に苦情を申し立てすることができます。

第14条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、ヘルパーステーションみゅうは関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するために、本書2通を作成し、利用者、当事業者が相互に記名捺印のうえ各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ (印)

保護者または代理人
住所

氏名 _____ (印)

事業者

所在地 神奈川県小田原市寿町1-7-3

法人名 特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう

事業所名 ヘルパーステーションみゅう

所在地 小田原市久野700-2

連絡電話番号 0465-43-9181

法人代表者氏名 美濃島恭一 _____ (印)